

諮問日：令和5年4月24日（令和5年度（最情）諮問第1号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第6号）

件名：特定期の司法修習生の実務修習の特定の期間において刑事裁判修習だった者の特定年月日を含む修習日誌の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「修習日誌（「令和4年4月7日～4月12日」分）」及び「修習日誌（「令和4年4月27日～5月10日」分）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した上、その一部を不開示とし、その他の文書については作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年1月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示されたもの以外の文書を不存在としたことは妥当ではない。その根拠として、特定日に実施された特定期司法修習の集合修習オリエンテーションにおいて、司法研修所事務局長から「修習日誌は全部読んでいる。」旨の発言があった。

原判断において開示された文書のうち不開示とされた修習日誌の具体的内容が記載された部分について、個人を特定できる情報でなく、また、苦情申出人の提起した訴訟の証拠となるものであるから行政機関の保有する情報の公開に

関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書口に当たり、開示を受ける必要があり、さらに、個人を特定されない形で開示される以上は将来作成される修習日誌の内容に変化は生じないから、開示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に係る文書につき、次のとおり整理した。
 - (1) 司法研修所が作成又は取得した、第74期司法修習の分野別実務修習第3クール（令和3年8月19日から同年10月13日まで）において刑事裁判修習だった全ての修習生の、同クール中に提出された修習日誌の、原本、写し、電磁的記録
 - (2) 司法研修所が作成又は取得した、第75期司法修習の分野別実務修習第3クール（令和4年4月7日から同年6月2日まで）において刑事裁判修習だった全ての修習生の、同クール中に提出された修習日誌の、原本、写し、電磁的記録
- 2 上記1の整理に基づいて、最高裁判所において文書を探索したところ、1の(1)に該当する文書は作成又は保有していなかった。他方、1の(2)に該当する文書については、原判断において開示された文書を保有していたが、後記4の理由により、その一部を不開示とした。
- 3 苦情申出人は、1の(1)に該当する文書及び1の(2)に該当する文書として開示されたもの以外の文書を不存在としたことは妥当ではない旨主張し、その根拠として、特定日に実施された特定期司法修習の集合修習オリエンテーションにおいて、司法研修所事務局長から「修習日誌は全部読んでいる。」旨の発言があったことを指摘する。

この点、「実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。」（司法修習生に関する規則第2章7条）とされている。そして、委託して行われている実務修習においては、司法研修所から各司法修習生に対して修習日誌の作成及び提出を行うよう求めてはおら

ず、また、委託先が司法修習生に対して作成させているものがあっても、それを司法研修所に送付することも求めていない。そのため、同期間中の修習日誌については、原則として司法研修所で取得することは想定されていない。原判断において開示された各文書は、司法研修所における事務に必要な資料として、別途委託先から取り寄せたために保有していたものであり、そのほかに最高裁判所において作成又は取得したものはない。なお、苦情申出人の指摘する司法研修所事務局長の発言は、司法研修所において作成及び提出を指示しているもの、すなわち、司法研修所において司法修習を実施している導入修習及び集合修習の期間中に作成されるものを念頭に置いたものである。同発言は、前記のような取扱いと矛盾するものではなく、同発言があったからといって、司法研修所が実務修習中に作成された修習日誌を保有していることを示すものではない。

- 4 そして、苦情申出人は、原判断において開示された文書のうち不開示とされた修習日誌の具体的内容が記載された部分について、個人を特定できる情報でなく、また、苦情申出人の提起した訴訟の証拠となるものであるから開示を受ける必要があり、さらに、個人を特定されない形で開示される以上は将来作成される修習日誌の内容に変化は生じないから、開示されるべきである旨主張する。

しかし、修習日誌の具体的記載内容は、修習日誌の作成者氏名と一体として個人を識別させる内容となることから法5条1号の定める不開示情報に相当する。そして、本件で不開示とされている情報は司法修習生の個人のプライバシーに関するものであり、不開示として保護すべき要請が高いものである一方、修習日誌の記載内容が人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、当該情報を公にする必要性は必ずしも高いとはいえないことから、同号ただし書口に相当しない。その他、同号ただし書イ及びハに相当する事情も見当たらず、修習日誌の具体的記載内容部分は作成者の内心を発露したものであり、公にす

ることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、部分開示も相当ではない。

また、修習日誌の具体的記載内容については、その作成者氏名が開示されるか否かに関わらず、これを公にすると、今後、司法修習生が修習日誌を作成する際に率直な意見の記載を避けるようになり、事務改善に反映できなくなるなど、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に定める不開示情報にも相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 苦情申出人から意見書（同月13日付け）及び資料を收受
- ④ 同年8月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出に係る文書について、第4の1に記載のとおり整理しているが、本件開示申出の記載内容に照らせば、その整理は妥当である。
- 2 苦情申出人は、開示されたもの以外の文書を不存在としたことについて妥当ではないと主張する。

本件開示申出に係る文書は、各地の地方裁判所で実施される分野別実務修習の期間中に提出された修習日誌であるが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、修習日誌は、分野別実務修習を行う各地方裁判所の判断で同裁判所に配属された司法修習生に提出を求めているものと認められる。これらの事実を踏まえると、最高裁判所事務総長が、司法研修所から各司法修習生に対して修習日誌の作成及び提出を行うよう求めることはなく、また、委託先が司法修

習生に対して作成させているものがあったとしても、それを司法研修所に送付することも求めていないと説明している旨の説明は不合理ではない。

なお、委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所が本件対象文書を所持していた理由について、特定の事務処理のために必要であったものと認められるが、このような所持の事実があるからといって、最高裁判所又は司法研修所において本件対象文書以外の修習日誌を保有していることをうかがうことはできない。

これに対し、苦情申出人は、司法研修所事務局長が修習日誌を全て読んでいた旨発言したことを根拠に、文書の探索が不十分であると主張しているが、同発言は、司法研修所において実施している導入修習及び集合修習の期間中に作成されるものを念頭に置いたものであるという最高裁判所事務総長の説明は、格別不合理ではなく、同発言が、司法研修所が実務修習期間中に作成された修習日誌を保有していることを示すものとはいえない。

したがって、最高裁判所が本件開示対象文書以外に、本件開示申出に係る文書を保有している事実は認められない。

- 3 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、いずれも特定期の司法修習生が作成した修習日誌であり、そのうち不開示とされた部分は、印影、作成者の氏名、所属裁判所名、所属組番号及び具体的な記載内容であると認められる。

苦情申出人は、修習日誌の具体的な記載内容部分について、個人を特定できる情報ではないなどと主張しているが、修習日誌の具体的な記載内容は、その作成者氏名と一体として法5条1号の定める個人識別情報に相当するものと認められる。そして、具体的な記載内容部分には、作成者である司法修習生が行った修習の内容や感想等が記載されているものと認められ、これらの事実を照らすと、同部分は、司法修習生の個人のプライバシーに関するものであり、不開示として保護すべき要請が高いものである一方、修習日誌の記載内容が人の

生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にする必要性は必ずしも高いとはいえない。したがって、同部分が同号ただし書きロに相当するとは認められず、同号ただし書きイ及びハに相当する事情も見当たらない。

また、修習日誌の具体的記載内容部分は作成者の内心を発露したものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に相当することから、部分開示も相当ではない。

加えて、修習日誌の具体的記載内容について、これを公にすると、今後、司法修習生が修習日誌を作成する際に率直な意見の記載を避けるようになり、修習事務の改善に反映できなくなる旨の最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、これを前提とすると、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえ、同条6号に定める不開示情報にも相当すると認められる。

苦情申出人は、自身が提起する訴訟の証拠とするために必要である旨主張するが、かかる事情によっても、上記結論は左右されない。

- 4 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書のうち不開示とされた情報は法5条1号及び同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出に係る文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 司法研修所が作成又は取得した、第74期司法修習生のうち、実務修習第3クール（令和3年8月19日から令和3年10月13日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和3年8月24日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録
- 2 司法研修所が作成又は取得した、第75期司法修習生のうち、実務修習第3クール（令和4年4月7日から令和4年6月2日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和4年4月8日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録